

## 主任技術者等の兼任等の取扱い及び手続きについて

### ◎ 兼任の取扱い

次に掲げる条件のすべてを満たす（特例監理技術者に関しては、(1)と(4)を満たす）工事については、主任技術者は3件まで、特例監理技術者は2件までの兼任を認めています。

ただし、特例監理技術者の兼任は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲に限ります。

- (1) 公共工事であり、工事場所が原則、帯広市内であること（他の発注機関の工事との兼任の場合は、他の発注機関が兼任を認めている場合に限る）。
- (2) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- (3) 工事現場の相互の間隔が10 km程度の近接した場所であること。
- (4) 同一の建設業者が施工する場合であること。

### ◎ 専任を要しない期間の取扱い

次のいずれかに該当する期間は、専任を要しません。

ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、打合せ記録等の書面により、常駐を要しない期間があらかじめ明確になっていなければなりません。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 災害復旧工事等発注者が特に認める期間
- (5) 前4号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

### ◎ 兼任の手続き

主任技術者等を兼任する場合は、兼任届の提出が必要です。なお、①～③は下表中の①～③に対応しています。

- ① 施工中の工事に配置している主任技術者等を、新たに受注する工事（専任を要する）に兼任させようとする場合は、入札（資格審査）時に契約管財課に兼任届を提出してください。
- ② 施工中の工事に配置している主任技術者等（専任を要する）を、新たに受注する工事（専任を要しない）に兼任させる場合は、契約後に工事担当課に兼任届を提出してください。
- ③ 施工中の工事に配置している主任技術者等（専任を要しない）を、新たに受注する工事（専任を要しない）に兼任させる場合は、手続き不要です（ただし、現場監理人を兼任する場合は、現場代理人の兼任手続きが必要）。

(表) 主任技術者等の兼任手続き（※建築一式工事の場合は9,000万円）

[専任の可否]		【 新たに発注する工事 】	
		専任を要する（請負金額4,500万円※以上）	専任を要しない（請負金額4,500万円※未満）
【 施行中の 工事 】	専任を要する 請負金額 (4,500万円※以上)	[入札参加者] ① 入札（資格審査）時に <u>契約管財課に兼任届を提出</u> （取扱基準第3条第1項） ↓ [工事担当課] 適否を判断し、受注者に回答書を交付 （取扱基準第3条第3項）	[受注者] ② 契約後に <u>工事担当課に兼任届を提出</u> （取扱基準第3条第2項） ↓ [工事担当課] 適否を判断し、受注者に回答書を交付 （取扱基準第3条第3項）
	専任を要しない 請負金額 (4,500万円※未満)		③ 手続きなし ただし、現場代理人を兼任する場合は、 現場代理人の兼任手続きが必要